

# 由利本荘市安全・安心キット配布事業実施要綱

平成 24 年 5 月 23 日

## (目的)

第 1 条 この要綱は、ひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯に対し、かかりつけ医療機関、持病その他救急時に必要な情報を保管する安全・安心キット等（以下「キット等」という。）を民生委員が配布することにより、地域の見守り体制を強化し、市民の安全と安心の確保を図ることを目的とする。

## (キット等の内容)

第 2 条 配布するキット等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 保管容器
- (2) 救急医療情報用紙
- (3) 玄関用シール
- (4) 冷蔵庫用マグネットシール
- (5) その他市長が必要と認めるもの

## (配布対象者)

第 3 条 配布対象者は、本市に住所を有し、現に居住している者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯
- (2) その他市長が適当と認める者

## (受領書の提出)

第 4 条 キット等の配布を受けた者（以下「利用者」という。）は、安全・安心キット等受領書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

## (キット等の管理)

第 5 条 利用者は、救急医療情報用紙に必要事項を記載し、保管容器に入れて冷蔵庫に保管するものとする。

2 利用者は、玄関用シールを玄関の内側に貼り、冷蔵庫用マグネットシールを冷蔵庫の扉に貼るものとする。

3 利用者は、救急医療情報用紙に記載した事項に変更が生じた場合は、速やかに更新するものとする。

4 利用者は、キット等を適切に管理するとともに、第三者に譲渡し、又は貸し付けてはならない。

(費用負担)

第6条 キット等は、無償で配布する。

(台帳の整備)

第7条 市長は、安全・安心キット等配布者名簿(様式第2号)を備え、第4条の規定により安全・安心キット等受領書を提出した者をこれに登載する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成24年5月23日)

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

# 安全・安心キット等受領書

平成 年 月 日

由利本荘市長 様

安全・安心キット等（以下「キット等」という。）の配布を受けましたので、次のとおり提出します。

|             |   |       |      |    |       |  |
|-------------|---|-------|------|----|-------|--|
| 利<br>用<br>者 | ふりがな  |       | 生年月日 | 明治 | 年 月 日 |  |
|             | 氏名  | 印     |      | 大正 |       |  |
|             |   |       | 昭和   |    |       |  |
|             | 住所  | 由利本荘市 |      |    |       |  |
|             | 電話  |       |      |    |       |  |
| 事由          | 該当する事由に○<br>1 65歳以上でひとり暮らし<br>2 65歳以上の高齢者のみ世帯<br>3 その他（ ） |       |      |    |       |  |

次の事項について同意いたします。

- 救急隊が救急活動に不必要と判断したとき又は搬送に急を要するときは、キット等を活用しない場合があります。
- 所定の位置にステッカーを貼っていなかったとき又は冷蔵庫にキット等を保管していなかったときは、キット等を活用できない場合があります。
- 救急活動の際に、あなたの同意を得ることなく冷蔵庫を開けてキット等を取り出す場合があります。
- かかりつけ医療機関があっても、他の病院に搬送される場合があります。
- あなたが医療情報用紙に記載した事項については、救急活動の状況によって、必ずしも活用されとは限りません。
- キット等は大切に保管し、他者に譲ったり又は貸し付けたりすることはできません。
- 受領書及び医療情報用紙に記載した内容は、その目的の範囲内で、救急隊、民生委員、医療機関等にお知らせする場合があります。

安全・安心キット等配布者名簿

| 番号 | 受領日 | 氏名 | 〒 | 住所 | 電話番号 | 申請事由                      | 備考 |
|----|-----|----|---|----|------|---------------------------|----|
| 1  |     |    |   |    |      | 1 単身世帯<br>2 高齢世帯<br>3 その他 |    |
| 2  |     |    |   |    |      | 1 単身世帯<br>2 高齢世帯<br>3 その他 |    |
| 3  |     |    |   |    |      | 1 単身世帯<br>2 高齢世帯<br>3 その他 |    |
| 4  |     |    |   |    |      | 1 単身世帯<br>2 高齢世帯<br>3 その他 |    |
| 5  |     |    |   |    |      | 1 単身世帯<br>2 高齢世帯<br>3 その他 |    |
| 6  |     |    |   |    |      | 1 単身世帯<br>2 高齢世帯<br>3 その他 |    |
| 7  |     |    |   |    |      | 1 単身世帯<br>2 高齢世帯<br>3 その他 |    |
| 8  |     |    |   |    |      | 1 単身世帯<br>2 高齢世帯<br>3 その他 |    |
| 9  |     |    |   |    |      | 1 単身世帯<br>2 高齢世帯<br>3 その他 |    |
| 10 |     |    |   |    |      | 1 単身世帯<br>2 高齢世帯<br>3 その他 |    |